

第八号様式

- (1) ((85))から((89))までの欄には、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第五十四条第二項若しくは第三項又は第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車に係るその内容を記載すること。この場合において、((88))及び((89))の欄には、略号告示で定めるところに従つて略号順にそれぞれ緩和事項コード及び制限事項コードを記載することとし、記載すべき事項が九項目を超えるときは、この様式の用紙を追加して当該事項を記載し(合計二十一項目まで記載することができる。)、また、記載すべき事項が二十一項目を超えるときは、最後の用紙の「その他緩和事項あり」又は「その他制限事項あり」を表示する箇所に「1」を記載すること。
- (2) ((90))の欄には、略号告示で定めるところに従つて物品名コードを記載するとともに、その最大積載容量及び比重又は定数を記載することとし、記載すべき事項が四項目を超えるときは、この様式の用紙を追加して当該事項を記載し(合計十二項目まで記載することができる。)、また、記載すべき事項が十二項目を超えるときは、最後の用紙の「その他混載あり」を表示する箇所に「1」を記載すること。ただし、単に物品名を追加するときは、物品名コード、最大積載容量及び比重又は定数のみを記載すること(既に記録されている項目を含め、十二項目まで記載することができる。)
- (3) ((91))の欄には、略号告示で定めるところに従つて車名コードを記載するとともに、型式を記載することとし、記載すべきけん引自動車が十四両を超えるときは、この様式の用紙を追加して当該けん引自動車を記載し(合計七十両まで記載することができる。)、また、記載すべきけん引自動車が七十両を超えるときは、最後の用紙の「その他けん引車有」を表示する箇所に「1」を記載すること。ただし、単にけん引自動車を追加するときは、追加するけん引自動車の車名及び型式のみを記載すること(既に記録されているけん引自動車を含め、七十両まで記載することができる。)
- (4) 申請人の氏名又は名称及び住所の欄は、自動車検査証記入申請書として使用する場合(第一号様式、第二号様式又は第八号様式に追加して使用する場合を除く。)に記載すること。
- (5) その他第一号様式の記載方法(1)、(2)及び(4)の例により記載すること。